

社会福祉法人福生会 3カ年計画

(第三期3カ年計画 2015.4.1～2018.3.31 計画)

○作成にあたって

鳥取県においても、より少子高齢化が進む中、国の方では「地域包括ケアシステム」が提唱され、住み慣れた地域で、出来るだけ在宅で介護を進めていく方法に焦点が当てられている。特に団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)を想定して、介護保険法や介護報酬の改定が行われた。その中でも、社会福祉法人のあり方検討会においては、社会福祉法人の経営状況の開示、多額の内部留保、課税問題、イコールフットリング、経営ガバナンス、本部機能の強化、理事会・評議員会の役割や理事・評議員の役割や責務、地域貢献等、多種多様な問題点の指摘があった。この問題についても、先手を打って、当法人の改革も行わなくてはならない。また、高齢者事業においても、介護報酬の改定において、-2.27%の厳しい改定が行われ、それぞれの事業もすべて減額改正となっている。これを少しでも改善するためには、新たな加算を出来るだけ確保していくことが必要であり、その為には職員の能力向上と、専門職による他職種協働による効率よい事業運営、専門職員の獲得や職員の育成、経費削減や人材確保等が必要となる。それを含んで、介護施設関係においては、個室化、看取り、リハビリ、認知症への対応、介護士の医療行為への参入、資格取得、地域貢献等に、一層取り組むことが必要である。また在宅介護関係においては、リハビリ、認知症への対応、24時間のサービス提供、資格取得、家族との協働や理解、在宅生活の継続に向けた支援と取り組み、地域貢献等が必要となる。

また、社会福祉事業に取り組む法人の全てに適用される新会計基準も制定され、法人運営の事業全てが比較され、今後の報酬改定の参考とされるとともに、情報公表制度等により福祉事業の透明性がより一層図られる事となった。

その中で、福生会としても、新制度への早期適用と事業継続のため、全職員一体となった新たな利用者の獲得を含めた地域貢献の推進と、地域に信頼される事業活動の展開と、業務効率を上げるための個々の資質向上を含めた職員の能力向上と、福祉の心を実践できる職員の育成並びに次世代の職員育成、適材適所の職員配置と専門職員の獲得、今後を見据えた個室化施設の検討や新規事業の検討、法人本部の機能強化等が必要となる。

また、平成27年5月には倉吉の伊木に新たな通所介護施設を新設し、倉吉の新たな拠点となれるように事業運営していくことも必要である。そして同一理事長の医療拠点である谷口病院との事業連携もより一層進めなければならない。

また、保育事業においては、全国的には平成27年度から子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、子ども・子育て関係整備法)が施行され、子ども・子育て支援制度が創設されることとなる。三朝町でも「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育施策の総合的な推進が図られている。本園はこの枠の中での園運営となり、現行制度より多くの規制がかけられる中、少子化傾向とも重なって、一層厳しい経営努力が求められることとなる。

以上を念頭において、福生会の苑是・理念と基本方針に基づき、この度、社会福祉法人福生会 3カ年計画を作成する。

尚、この中期計画の作成にあたっては、現行の介護保険制度の改正、介護報酬等の改正、現在の社会情勢、税と社会保障の一体改革、社会福祉法人改革等を勘案し、その都度整合性を図ることが必要となる。

平成27年4月

社会福祉法人 福生会
施設長 村尾和広